相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県東金市極楽寺四八六番地、最後の住所千葉県東金市南上宿八番地二　介護老人福祉施設　両総　被相続人　亡　金子二三江

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年二月八日

事務所千葉市中央区長洲一丁目二二番三号　羽田ビル二階　本千葉総合法律事務所　相続財産管理人　弁護士　本木　陸夫

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県名古屋市瑞穂区丸根町二丁目六一番地、最後の住所東京都世田谷区上北沢三丁目四番一―三〇七号　被相続人　亡　大橋　純一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年二月八日

東京都港区虎ノ門三丁目一〇番四―八一〇号山口雅主法律事務所　相続財産管理人　弁護士　山口　雅主

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県三条市東新保一四四三番地、最後の住所新潟県三条市東新保六番一号　被相続人　亡　小野澤則重

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年二月八日

新潟市中央区学校町通一番町一二番地　市役所前ビル七階　白山パーク法律事務所　相続財産管理人　弁護士　丸山　央

相続債権者受遺者への請求申出の催告

国籍大韓民国、最後の住所岐阜県飛騨市神岡町伏方一八一九番地　被相続人　亡　井上正雄こと　任　戈旭

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年二月八日

事務所岐阜県高山市桐生町四丁目四三二番地　阪下法律事務所　相続財産管理人　弁護士　阪下　六代

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県伊豆市湯ヶ島二六六番地二、最後の住所静岡県伊豆市湯ヶ島二六六番地の二　被相続人　亡　浅田　達男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年二月八日

静岡県沼津市吉田町二五―二　浜ビル二階　沼津総合法律事務所　相続財産管理人　弁護士　下田　朗弘

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍三重県桑名市大字福島九六九番地一、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　山田　茂章

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年二月八日

三重県四日市市浜田町六番一一号サムティ四日市ビル七階　みなと総合法律事務所　相続財産管理人　村林　敏也

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍三重県鈴鹿市広瀬町九六番地一、最後の住所三重県鈴鹿市広瀬町九六番地の一　被相続人　亡　鈴木　ふみ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年二月八日

三重県四日市市中部一四番四号　杉本法律事務所　相続財産管理人　弁護士　杉本　雅俊

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岡山県倉敷市八軒屋五二番地二、最後の住所岡山県倉敷市八軒屋五二番地二　被相続人　亡　永山　堅

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年二月八日

岡山県倉敷市東町七番三号　相続財産管理人　弁護士　谷　和子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島県呉市堺川通七丁目一番地、最後の住所広島県呉市広大広二丁目七番四号　被相続人　亡　窪野　利克

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年二月八日

広島県呉市仁方本町二丁目一〇番二三号　相続財産管理人　谷口　正人

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛媛県大洲市新谷乙八一四番地三、最後の住所愛媛県大洲市新谷乙八一四番地第三　被相続人　亡　松若ひとみ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年二月八日

愛媛県大洲市中村一九五番地一　相続財産管理人　弁護士法人たいよう　代表社員　吉村　紀行

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡県朝倉市柿原五〇四番地三、最後の住所福岡県朝倉市柿原五〇四番地三　被相続人　亡　堀内　紀昭

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年二月八日

事務所福岡市中央区渡辺通五丁目二三番八号サンライトビル五階　相続財産管理人　弁護士　岩橋　英世

第13期決算公告　平成29年2月8日

東京都港区六本木四丁目1番4号

株式会社ラピースドリーム

代表取締役　小池　温男

貸借対照表の要旨（平成28年3月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	57,207
	固定資産	42,552
	資産合計	99,759
負債及び純資産の部	流動負債	331
	固定負債	89,900
	負債合計	90,232
	株主資本	9,527
	資本金	30,000
	利益剰余金	△20,472
	その他利益剰余金	△20,472
	（うち当期純利益）	（17,179）
	純資産合計	9,527
	負債・純資産合計	99,759

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二千九百万円減少し百万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

平成二十九年二月八日

東京都港区六本木四丁目一番四号　株式会社ラピースドリーム　代表取締役　小池　温男

第60期決算公告

平成28年9月28日

埼玉県比企郡嵐山町大字平澤字延明橋183番地

株式会社紅葉堂

代表取締役　渡邊　祝充

貸借対照表の要旨（平成28年7月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	228,836
	固定資産	334,485
	合計	563,321
負債及び純資産の部	流動負債	181,532
	固定負債	296,629
	株主資本	85,160
	資本金	10,000
	利益剰余金	75,160
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	72,660
	（うち当期純利益）	（5,969）
	合計	563,321